

策定年月	平成 6 年 1 2 月
変更年月	平成 1 6 年 3 月
変更年月	平成 1 8 年 8 月
変更年月	平成 2 2 年 6 月
変更年月	平成 2 6 年 9 月
変更年月	平成 2 7 年 1 1 月
変更年月	令和 3 年 3 月
変更年月	令和 5 年 9 月
変更年月	令和 7 年 1 0 月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想

令和 7 年 1 0 月

郡 山 市

目

次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 郡山市の位置、気候及び農業の現状	1
2 農業構造の変化	1
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1 地域別経営類型	7
2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	12
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する経営類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	15
第 3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備とその他支援	15
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	15
2 郡山市が主体的に行う取組	15
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	16
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	16
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	17
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	19
1 法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の策定・変更その他法第4条第3項 第1号に掲げる事項	19
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項等	24
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保の促進に関する事項	25
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	25
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	26
第 6 その他	27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 郡山市の位置、気候及び農業の現状

本市は、福島県の中央に位置し、安積平野の平坦地を中心に西は猪苗代湖に至り、東は阿武隈山系、北は安達太良に達する広大な市域を有している。

市内は大きく西部、中部、東部の3地域に分けられ、標高500mの準高冷地で降雪量の多い西部地区、標高250m程度の水利条件に恵まれた温暖な中部地区、標高200mから480mの起伏の多い阿武隈山系丘陵地帯等に位置する東部地区と、それぞれ異なる自然条件を有している。

このように本市は広域であり、都市近郊地帯、平坦地帯、中山間地帯とそれぞれの自然的、社会的条件を生かし、水稻を基幹作物としながら、都市近郊地帯や平坦地帯では野菜や花き等の施設園芸、中山間地帯では果樹、畜産などの生産振興を図り、収益性の高い複合経営を推進するとともに、地域の特性を生かした産地づくりを進め、高性能農業機械やスマート農業等の先端技術の導入によって、農業生産性の向上と魅力ある農業の推進を図っている。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）とそれに引き続いた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）により、農業用施設等の破損や放射性物質による農用地汚染、農畜産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が起こるなど本市の農業生産に大きな影響を及ぼした。

その後、農業用施設等の復旧を進めるとともに、農用地等の除染や放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには農畜産物のモニタリング検査等の実施やGAP（Good Agricultural Practice 農業生産工程管理、以下同じ。）認証の取得の推進により、本市農畜産物の安全性の確認・確保及び産地信頼性の回復に努めているほか風評払拭に向けた市内外及び海外でのPR活動の展開等により、農畜産物の販売価格は回復傾向にあるが、継続した取組が必要な状況にある。

2 農業構造の変化

本市の農家数については、主業農家数はわずかずつ減少し、準主業農家数が大幅に減少、副業的農家数も減少しており、総農家数は減少傾向にある。

農業就業人口も同様に減少しているが、年齢構成的には、65歳以上の高齢者の割合が7割以上を占め、年々高齢化が進行している。

一方、本市農業の中心的な担い手である認定農業者（農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）は、平成7年の認定開始以降増加してきている。

また、認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ）については、平成26年度以降、毎年6名程度が市の認定を受けている。

経営耕地面積の規模別経営体数については、3.0ha 未満の階層の割合が減少し、3.0ha 以上の階層の割合が増加傾向にある。

反面、中山間地域を中心に、兼業化、高齢化や農業後継者の不在等により、遊休農地が増加しており、効率的な農用地の利用の面での障害となるなど問題が顕在化している。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中で、農業を本県の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要である。そのため、おおむね 10 年後の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その実現に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を関係団体等と連携しながら総合的かつ集中的に実施することとする。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のために必要となる多様な担い手を明確化した上で、本市農業の再生・発展に向けて取り組むものとする。

なお、農用地の確保に当たっては、農業生産振興の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）で、地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり概ね 450 万円以上、1 個別経営体当たり概ね 580 万円（主たる従事者 1 人＋補助従事者 1 人）以上）を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

(2) 新規就農者等の確保・育成の推進目標

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市においては、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標を年間 7 人とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、(1) に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

そのため、本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から

5年後には、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（主たる従事者1人当たりの年間農業所得概ね270万円、1個別経営体当たり概ね348万円）に達していることを目標とする。

なお、中山間地域(福島県過疎中山間地域振興条例第2条に基づく)の場合は、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の55%（主たる従事者1人当たりの年間農業所得概ね248万円、1個別経営体当たり概ね319万円）に達することを目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営体に発展していくことが期待される。このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 担い手育成の考え方

本市農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域での話合いに基づき策定した地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の「農業を担う者」として位置付けられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。

農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(4) 目標達成のための推進方向

ア 認定農業者等の育成

地域における話合いに基づいた地域計画により将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

また、農福連携や農商工連携の活用による雇用労力の確保を支援する。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促

し、新規就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

農業生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の意向や経営の実態に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

（ア）農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行うなどして、新規就農者の確保に向けた重点的な取り組みをする。

（イ）郡山市園芸振興センター（以下「園芸振興センター」という。）における研修制度・内容の充実を図るとともに、園芸振興センター並びに福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）、同果樹研究所及び同畜産研究所における幅広い分野での実践研修や農業法人等における雇用形態での研修などの活用を支援する。

（ウ）新規就農者等の定着を図るため、関係機関・団体等と連携した栽培技術向上支援や経営基盤の確保支援など、地域全体で支援する体制整備を進める。

（エ）企業等に対する支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入後の経営発展等を支援するとともに、認定農業者への誘導等により地域に根ざした営農活動を促進する。

エ 集落営農の推進

地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等が、農用地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理や補助労働力の提供等の役割を発揮できる持続的な営農システムの構築を支援する。

オ 女性農業者の経営参画促進

本市の農業就業人口の約5割を占める女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

カ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大や分散地集約の解消に向けた農用地の集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを推進する。

また、スマート農業技術や低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米等の非主食用米やホールクroppサイ

レージ用稲（以下「WCS用稲」という。）、麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

キ 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花きなどの高収益作物や菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化や施設化等による生産基盤の整備を一層推進する。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。

また、本市特産品である日本なしの産地維持拡大及び園地継承に向けた体制作り等を推進する。

ク 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

ケ 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術等を生かしつつ、第2次・第3次産業など地域のお他産業分野と連携しながら、農畜産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

コ 環境と共生する農業の推進

福島県環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）（以下「みどり認定」という。）を取得し、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

サ GAPの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したGAP認証の取得に向けた取組を推進する。

シ スマート農業の推進

省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、AI、IoTなどの先端技術の活用を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現

在本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標について、これを示すと次のとおりである。

＜地域別経営類型の設定条件＞

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る経営類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。
- 2 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行いうるもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人を基本とした。
- 3 経営類型は県を参考とし、表記については農畜産物販売金額第1位部門の販売金額が農畜産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」とした。

1 地域別経営類型

(1) 西部地区

高冷地で夏期は比較的冷涼、水稻及び高冷地野菜、畜産、葉たばこ、菌茸を組み入れた複合経営地帯

[個別経営体]

営農類型	経営規模				主な資本装備	
水稻	水稻(移植)	21.0	ha	里山のつづ、あきたこまち 春作業、秋作業	トラクター(41ps)	2台
	水稻(作業受託)	9.0	ha		田植機(8条)	1台
					コンバイン(6条刈)	1台
					乾燥機(45石)	2台
					他	
複合経営	水稻(移植)	5.0	ha	里山のつづ 4月播種	トラクター(30ps)	1台
	きゅうり(露地)	0.3	ha		田植機(6条)	1台
					コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					灌水施設	1式
					他	
複合経営	水稻(移植)	8.0	ha	里山のつづ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	水稻(作業受託)	3.5	ha		田植機(6条)	1台
	トマト(雨よけ)	0.3	ha		コンバイン(4条刈)	1台
					乾燥機(42石)	2台
					パイプハウス	1式
					他	
複合経営 (露地野菜＋水稻)	だいこん(高冷地)	2.0	ha	機械播種、手収穫 機械移植、手収穫 里山のつづ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	キャベツ(高冷地)	2.0	ha		田植機(6条)	1台
	水稻(移植)	6.5	ha		コンバイン(3条刈)	1台
	水稻(作業受託)	2.0	ha		乾燥機(33石)	1台
					ブームスプレーヤー	1台
					他	
複合経営 (水稻＋露地花き)	水稻(移植)	8.0	ha	里山のつづ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	水稻(作業受託)	2.5	ha		田植機(6条)	1台
	リンドウ(露地)	0.5	ha		コンバイン(4条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					花き選別機	1台
					他	
肉用牛(肥育)	肉用牛(肥育)	100	頭	黒毛和種	畜舎	711m ²
					堆肥舎	200m ²
					トラクター(48ps)	1台
					他	
複合経営	水稻(移植)	6.0	ha	里山のつづ 春作業、秋作業 たいへい、共同育苗	トラクター(30ps)	1台
	水稻(作業受託)	2.0	ha		田植機(6条)	1台
	葉たばこ	1.5	ha		コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					高架型作業機	1台
					他	
複合経営 (その他の作物＋水稻)	原木しいたけ	16,000本		年間植菌ホダ木1.6万本、稼働ホダ木4万本 里山のつづ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	水稻(移植)	5.0	ha		田植機(6条)	1台
	水稻(作業受託)	1.5	ha		コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					ホダ木運搬車	1台
					他	
複合経営 (その他の作物＋水稻)	菌床しいたけ	25,000袋		里山のつづ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	水稻(移植)	5.0	ha		田植機(6条)	1台
	水稻(作業受託)	2.0	ha		コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					常圧殺菌釜	1式
					他	

[組織経営体]

営農類型	経営規模			主な資本装備	
水稲	水稲(移植)	17.0	ha	里山のつづ、所有面積3ha×3人=9ha、残りは借地	トラクター(41,60ps) 4台
	水稲(直播)	15.0	ha	里山のつづ、全面積借地	田植機(8条) 2台
	水稲(飼料用米)	3.0	ha	専用品種、全面積借地	コンバイン(5、6条刈) 2台
	水稲(作業受託)	15.0	ha	春作業、秋作業	乾燥機(60石) 3台
	大豆(転作)	20.0	ha	全面積借地	普通型コンバイン 1台
					他
水稲	水稲(移植)	17.0	ha	里山のつづ、所有面積3ha×3人=9ha、残りは借地	トラクター(41,60ps) 4台
	水稲(直播)	15.0	ha	里山のつづ、全面積借地	田植機(8条) 2台
	水稲(飼料用米)	3.0	ha	専用品種、全面積借地	コンバイン(5、6条刈) 2台
	水稲(作業受託)	15.0	ha	春作業、秋作業	乾燥機(60石) 3台
	ソバ(転作)	20.0	ha	全面積借地	普通型コンバイン 1台
					他

(2) 中部地区

平坦部は水稲単一経営及び野菜、果樹、花き等と水稲を組み合わせた複合経営地帯、山間部は果樹、畜産、菌茸を基幹とした複合経営地帯

[個別経営体]

営農類型	経営規模			主な資本装備	
水稲	水稲(移植)	20.0	ha	コシヒカリ、ひとめぼれ	トラクター(41ps) 2台
	水稲(作業受託)	10.0	ha	春作業、秋作業	田植機(8条) 1台
					コンバイン(6条刈) 1台
					乾燥機(45石) 2台
					他
複合経営 (水稲+施設野菜)	水稲(移植)	13.5	ha	コシヒカリ	トラクター(30ps) 1台
	にら(秋冬)	0.3	ha		田植機(6条) 1台
					コンバイン(4条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					パイプハウス 1式
					他
複合経営 (施設野菜+水稲)	いちご(促成栽培)	0.3	ha		トラクター(30ps) 1台
	水稲(移植)	5.0	ha	コシヒカリ	田植機(4条) 1台
					コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					パイプハウス 1式
					他
複合経営	水稲(移植)	7.0	ha	コシヒカリ	トラクター(30ps) 1台
	きゅうり(露地)	0.3	ha	4月播種	田植機(4条) 1台
					コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					灌水施設 1式
					他
複合経営	水稲(移植)	9.0	ha	コシヒカリ	トラクター(30ps) 1台
	トマト(雨よけ)	0.3	ha		田植機(6条) 1台
	こまつな(ハウス)	0.2	ha	トマト後作	コンバイン(4条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					パイプハウス 1式
					他
複合経営 (施設野菜+水稲)	きゅうり(半促成)	0.30	ha		トラクター(23.5ps) 1台
	きゅうり(抑制)	0.30	ha		田植機(6条) 1台
	水稲(移植)	5.0	ha	コシヒカリ	コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					パイプハウス 1式
					他

複合経営 (露地野菜＋水稲)	水稲(移植)	6.0	ha	コシヒカリ 育苗～収穫調製自己完結	トラクター(30ps)	1台
	ねぎ(夏秋)	2.0	ha		田植機(6条)	1台
					コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					長ねぎ調製機	1式
					他	
複合経営	水稲(移植)	6.0	ha	コシヒカリ 春作業、秋作業 9月～10月収穫 6月～7月収穫 トルコギキョウ(半促成)後作、10月～12月収穫	トラクター(30ps)	1台
	水稲(作業受託)	1.5	ha		田植機(6条)	1台
	トルコギキョウ(春まき秋切り)	0.15	ha		コンバイン(3条刈)	1台
	トルコギキョウ(半促成)	0.15	ha		乾燥機(33石)	1台
	ストック(年内切り無加温)	0.15	ha		パイプハウス	1式
					他	
複合経営 (水稲＋花き花木(露地	水稲(移植)	8.5	ha	コシヒカリ 春作業、秋作業 12月収穫 7～9月収穫	トラクター(30ps)	1台
	水稲(作業受託)	2.5	ha		田植機(6条)	1台
	キク(電照抑制)	0.2	ha		コンバイン(4条刈)	1台
	キク(露地)	0.2	ha		乾燥機(33石)	1台
					花き選別機	1式
					他	
果樹	りんご(おい化)	1.5	ha	ふじ、個人販売 コシヒカリ、春・秋作業は作業委託	スピードスプレイヤー	1台
	水稲(移植)	1.0	ha		乗用草刈機	1台
					防風ネット施設	1式
					他	
果樹	日本なし(幸水)	0.5	ha	市場出荷75%、残りは個人販売 市場出荷75%、残りは個人販売 ぶどう(あづみずく等) 水稲(移植)	果樹平棚	1式
	日本なし(豊水、あきづき等)	1.2	ha		スピードスプレイヤー	1台
	ぶどう(あづみずく等)	0.5	ha		乗用草刈機	1台
	水稲(移植)	1.0	ha		他	
酪農	酪農	40	頭	フリーストール方式	畜舎	300m ²
	飼料作物(牧草)	3.0	ha		堆肥舎	250m ²
					トラクター(65ps)	1台
					ロールベアラー(共同)	1台
					他	
肉用牛(繁殖)	肉用牛(和牛繁殖)	30	頭	専用品種、移植	畜舎	840m ²
	混播牧草	4.0	ha		堆肥舎	230m ²
	その他の作物(WCS用稲)	5.0	ha		トラクター(33ps)	1台
					他	
肉用牛(肥育)	肉用牛(肥育)	100	頭	黒毛和種	畜舎	711m ²
					堆肥舎	200m ²
					トラクター(48ps)	1台
					他	
複合経営 (その他の作物＋水稲)	原木しいたけ	16,000本		年間植菌ホダ木1.6万本、稼働ホダ木4万本 ひとめぼれ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	水稲(移植)	5.0	ha		田植機(6条)	1台
	水稲(作業受託)	1.0	ha		コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					ホダ木運搬車	1台
					他	
複合経営 (その他の作物＋水稲)	菌床しいたけ	25,000袋		ひとめぼれ 春作業、秋作業	トラクター(30ps)	1台
	水稲(移植)	5.0	ha		田植機(6条)	1台
	水稲(作業受託)	1.0	ha		コンバイン(3条刈)	1台
					乾燥機(33石)	1台
					常圧殺菌釜	1式
					他	

[組織経営体]

営農類型	経営規模				主な資本装備	
水稲	水稲(移植)	35.0	ha	コシヒカリ、ひとめぼれ、所有面積3ha×3人=9ha、 残りは借地 ひとめぼれ、全面積借地 春作業、秋作業 全面積借地	トラクター(41,60ps)	4台
					田植機(8条)	2台
	水稲(直播)	15.0	ha		コンバイン(5、6条刈)	2台
	水稲(作業受託)	10.0	ha		乾燥機(60石)	3台
	大豆(転作)	20.0	ha		普通型コンバイン	1台
					他	

(3) 東部地区

丘陵地帯は、果樹、酪農、葉たばこ等と水稻を組み合わせた複合経営地帯で阿武隈川右岸の都市近郊においては
野菜、花き、水稻の複合経営地帯

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模			主な資本装備	
複合経営	水稻(移植)	7.0	ha	コシヒカリ	トラクター(30ps) 1台
	水稻(作業受託)	1.5	ha	春作業、秋作業	田植機(6条) 1台
	トマト(雨よけ)	0.3	ha		コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(42石) 1台
					パイプハウス 1式
					他
複合経営 (施設野菜＋水稻)	きゅうり(半促成)	0.3	ha		トラクター(23.5ps) 1台
	きゅうり(抑制)	0.3	ha		自走式防除機 1台
	水稻(移植)	5.0	ha	コシヒカリ	温風暖房機 1台
					パイプハウス 1式
					他
複合経営 (施設野菜＋水稻)	アスパラガス(施設)	0.6	ha	全農パッケージセンター利用	トラクター(30ps) 1台
	アスパラガス(露地)	0.4	ha	全農パッケージセンター利用	動力噴霧機 1台
	水稻(移植)	5.0	ha	コシヒカリ	パイプハウス 1式
					他
複合経営	水稻(移植)	7.5	ha	コシヒカリ	トラクター(30ps) 1台
	ねぎ(秋冬)	1.5	ha	春作業、秋作業	田植機(6条) 1台
					コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					長ねぎ調製機 1台
					他
果樹	りんご(わい化)	1.5	ha	ふじ、個人販売	スピードスプレイヤー 1台
	水稻(移植)	1.0	ha	コシヒカリ、春作業、秋作業は作業委託	乗用草刈機 1台
					防風ネット施設 1式
					他
複合経営	トルコギキョウ(春まき秋切り)	0.15	ha	9～10月収穫	トラクター(23.5ps) 1台
	トルコギキョウ(半促成)	0.15	ha	6～7月収穫	パイプハウス 1式
	水稻(移植)	5.0	ha	コシヒカリ	花き選別機 1台
	枝物(サクラ)	1.0	ha		暖房機 1台
					他
酪農	酪農	40	頭	フリーストール方式	畜舎 300m ²
	飼料作物(牧草)	3.0	ha		堆肥舎 250m ²
					トラクター(65ps) 1台
					ロールベア(共同) 1台
					他
肉用牛(繁殖)	肉用牛(和牛繁殖)	30	頭		畜舎 840m ²
	混播牧草	4.0	ha		堆肥舎 230m ²
	その他の作物(WCS用稲)	5.0	ha	専用品種、移植	トラクター(33ps) 1台
					他
肉用牛(肥育)	肉用牛(肥育)	100	頭	黒毛和種	畜舎 711m ²
					堆肥舎 200m ²
					トラクター(48ps) 1台
					他
複合経営	水稻(移植)	6.5	ha	里山のつぶ	トラクター(30ps) 1台
	水稻(作業受託)	2.0	ha	春作業、秋作業	田植機(6条) 1台
	葉たばこ	1.5	ha	たいへい、共同育苗	コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					高架型作業機 1台
					他
複合経営 (その他の作物＋水稻)	原木しいたけ	16,000本		年間植菌ホダ木1.6万本、稼働ホダ木4万本	トラクター(30ps) 1台
	水稻(移植)	5.0	ha	ひとめぼれ	田植機(6条) 1台
	水稻(作業受託)	1.0	ha	春作業、秋作業	コンバイン(3条刈) 1台
					乾燥機(33石) 1台
					ホダ木運搬車 1台
					他

複合経営 (その他の作物+水稲)	菌床しいたけ	25,000袋		トラクター(30ps)	1台
	水稲(移植)	5.5 ha	ひとめぼれ	田植機(6条)	1台
	水稲(作業受託)	1.0 ha	春作業、秋作業	コンバイン(3条刈)	1台
				乾燥機(33石)	1台
				常圧殺菌釜	1式
				他	

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	(1) 指標達成のための技術等 ア 水稻 (ア) 生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。 また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、スマート農業等の先端技術の導入を進める。 (イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、スマート農業等の先端技術や、気候変動（温暖化）に対応するための地域条件に適した品種の導入を進める。 また、カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設の利用を推進する。 (ウ) 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。 (エ) 加工用米、飼料用米、備蓄米等の非主食用米やWC S用稲の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。 イ 大豆・そば (ア) 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。 (イ) 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。 (ウ) 乾燥調製及び選別作業機器を整備し、これらの作業の省力化を図る。 ウ 野菜 (ア) 個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。 (イ) 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。 (ウ) 加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。 エ 果樹 (ア) スピードスプレーヤーの共同利用や性フェロモン剤及び天敵等の利用による防除の導入を進め、環境と共生する農業に取り組む。 (イ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、日本なしではジョイント栽培、ぶどうの大粒種では施設化、りんご等は低樹高栽培、また、人工授粉のための受粉機や養液受粉、訪花昆虫等の導入を進める。 (ウ) 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。 オ 花き・花木 (ア) 生産拡大に向けて、大規模生産施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。 (イ) 育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等により、生産性の向上を図る。 (ウ) 需要に応じた生産を進めるため計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を促進する。
------	--

	(エ) 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入や農業クラウド等のスマート農業技術を活用した省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。 (オ) 流通販売体制の整備を図り、安定した所得の確保を進める。
カ 工芸作物	葉たばこは、高架式作業機、コンパクト乾燥室等の導入により作業の省力化を進める。
キ 畜産	(ア) 大規模酪農経営では、乳用牛群検定成績を活用した生乳生産管理を進めるとともに、自動給餌システムやフリーストール・ミルキングパーラー方式、搾乳ロボット等の導入により省力化を進める。 (イ) 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。 (ウ) 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用による飼料生産の効率化を図る。 (エ) 耕畜連携のもと飼料用米、WC S用稲の活用による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る。 (オ) 良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利活用を促進し、有機性資源の循環を図る。
ク 菌茸	(ア) しいたけの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。 (イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、施設の充実、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。
ケ 共通	(ア) 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の標準化を図る。 (イ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。 また、機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る。 (ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。 (エ) 放射性物質の吸収抑制対策の実施や農畜産物の放射性物質濃度の把握等により、放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避する。 (オ) 中山間地域等について、電気柵等侵入防止柵により、鳥獣被害の防止に努める。 (カ) 担い手の経営規模の拡大に向けて、アグリサポーター制度や農福連携の活用等により雇用労力の確保を支援するとともに、農地の有効活用と集積を推進する。
	(2) ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大 ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進める。 イ 地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。 ウ ロボット技術やスマート農業技術の活用により省力化を図る。

経営管理の方法	(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。 (2) 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 (3) 家族経営については、経営を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。 (4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。 (5) 経営体に対しては、GAP認証の取得に向けて積極的に取り組み、食品安全、労働環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。 (6) 経営管理能力の向上を図るため、園芸振興センター等の活用、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。 (7) 自然災害等の様々な農業経営のリスクに備えるため、収入保険など各種保険制度の加入に努める。 (8) 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。
農業従事の態様	(1) 個別経営体 ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 イ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。 エ 酪農経営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。 (2) 組織経営体 ア 給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。 イ 作業環境の改善、作業姿勢の改善など、労働環境を整備する。 ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本市の主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備とその他支援

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である米・野菜などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農林事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営に営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 郡山市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林事務所や農業協同組合、県農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経

営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員等を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して郡山市農業経営改善支援センター等を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員等は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合及び郡山市農業経営改善支援センター等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援セン

ター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。

このため、農地中間管理事業等を活用しながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の 利用に占める面積の割合の目標（注）
70%

（注） 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）の農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。）の割合の令和13年度末までの目標である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

① 西部地区

西部地区では、水稻を基幹作物とした高冷地野菜、畜産、菌茸等との複合経営を主体とする営農が行われている。中でも水稻は、当地区の栽培面積が本市の約1割を占める基幹作物であり、大豆やそば等土地利用型の転作作物を含め、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が比較的進んでいるが、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率的な利用が図られず、担い手の更なる規模拡大の阻害要因となっている。

② 中部地区

中部地区では、都市化による兼業農家が多く、水稻の単一経営や、水稻を基幹とした施設野菜、果樹、畜産等との複合経営が展開されている。同地区の平坦部の一部では、認定農業者等担い手農家や集落営農による農地の面的な利用集積が進んでいるものの、その他の地域では水稻単一経営を営む小規模農家が多いことから利用集積が進んでおらず、担い手の育成と農地の効率的な利用が停滞している。

③ 東部地区

東部地区は、起伏が多い丘陵地帯で、水田、畑地、山林、原野が入り組み、耕地が分散して経営規模が小さく、水利条件も極めて悪いため、担い手への農地集積が遅れている。また、平成13年度に完了した国営郡山東部総合農地開発事業において、事業実施地域では優良農地と農業用水が確保されたが、農家の労力不足から畑地の遊休化が進行し、農地の有効利用を阻害する要因となっている。

（２）今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

本市では、今後10年でさらに人口の減少や農地の遊休化、農業従事者の高齢化が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要となることから、地域における話し合いを基本としながら、以下の方策により有効な農用地利用の推進を図る。

- ① 地域の実情に応じて、農地中間管理事業を積極的に活用し、利用権の設定、農作業の受委託等を進め、農用地の利用集積により経営の規模拡大を促進する。
- ② 水稻の規模拡大による経営の合理化を進めるとともに、飼料用米、加工用米等の非主食用米やWC S用稲、大豆、そば等を組み合わせた大規模な土地利用型農業経営体を育成し、効率的な農用地の利用を推進する。
- ③ 生産性の向上を図るため、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農用地の利用集積を推進する。

（３）将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取り組み及び関係機関及び関係団体との連携等

将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策等を推進することとする。

- ① 地域計画の策定・変更

- ② 農地中間管理機構等の活用による担い手への農用地の集積・集約化
- ③ 基盤整備事業の活用
- ④ 日本型直接支払制度の活用
- ⑤ 地域の実情に応じた多様な担い手の育成と農業経営の安定化

また、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農林事務所等による連携体制のもと、農用地に係る情報の共有化を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、福島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開の必要性や高齢化の進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者を再度の認定へ誘導することが重要であることから、当初計画の達成状況を点検するとともに、その経営のさらなる発展に資するため、新たな計画作成の支援等を重点的に行う。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の策定・変更その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条の協議の場の設置、法第19条に規定する地域計画の策定・変更その他法第4条第3項第

1 号に掲げる事項

(1) 法第 18 条の協議の場の設置

① 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、本市広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③ 参加者

農業者、郡山市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、福島県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓内の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農業政策課に設置する。

(2) 法第 19 条に規定する地域計画の策定・変更

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本市は、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域の話し合いによる地域計画の策定を通じ、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められた区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業実施の状況、農業経営活動の

領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、（２）に規定する区域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えているものは、基本要綱様式第６－１号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資すること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をインターネットの利用により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程に定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託あっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託あっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託あっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定・見直しに向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保の促進に関する事項

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農林事務所、農業協同組合、農業委員会などと連携を図り、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（農地、施設、研修等に関する情報等）の提供を行うとともに、就農希望者のニーズに応じて、園芸振興センターや農業短期大学校等での研修制度の活用を図る。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 啓発活動

地元の生産者等と連携しながら、農業体験やグリーンツーリズム等の取り組みを通して、子供をはじめとして多くの方々に農業・農村が果たす役割や魅力を伝え、身近に感じてもらえる環境づくりを目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援及び地域全体でのサポート

農業経営・就農支援センター、農林事務所、農業協同組合、郡山市指導農業士会等

と連携・協力して、営農指導や研修を通じて、就農前後のフォローアップに努めるとともに、外部アドバイザー等を活用した研修会を実施するなど、支援体制の強化を図る。また、同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、切磋琢磨しながら目標達成が図れるような環境づくりを進める。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画策定の協議への参画を促すとともに、信頼のある地域農業の担い手として位置付けられるように支援していく。

② 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウの習得や就農後の営農指導等フォローアップについては農業経営・就農支援センター、農林事務所、農業協同組合、郡山市指導農業士会等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構と連携・協力を図りながら、各種取組を推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備を促進するとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 農業集落排水事業による農村環境整備の促進を図り、定住条件の整備を通じて、農業の担い手確保に努める。

ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業再生協議会、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 16 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 27 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。